



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

777 家畜伝染病予防法による豚熱予防注射の実施 (畜産課)..... 1

告 示

和歌山県告示第777号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定により、家畜の所有者に対し、その所有する家畜について豚熱予防注射を受けるべき旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和2年6月4日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

豚熱の発生予防のため

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚及びいのしし（高度な隔離下又は監視下にある豚及びいのししとして知事が認めるもの並びに哺乳豚を除く。）

4 実施の期日

令和2年6月8日から令和3年3月31日まで

5 注射の方法

豚熱予防液を皮下又は筋肉内に注射する。